

森林の伐採・開発行為等に係る許可要件・窓口等について

関係法令		手続き	届出等が必要となる条件	届出先
森林法		林地開発許可申請	伐採が転用・開発目的であって、面積が1haを超える場合は森林法10条の2に基づく林地開発許可申請が必要。	京都府京都林務事務所 (Tel:451-5725)
		伐採届	伐採（面積・数量問わず）、1ha以下の転用・開発等を行う場合は、届出が必要。	京都市産業観光局農林振興室 (Tel:222-3346)
		保安林伐採許可申請等	伐採箇所が保安林に指定されている場合、伐採を行うに当たり許可申請又は届出が必要。	京都府京都林務事務所 (Tel:451-5725)
林業種苗法		届出	普通母樹に指定されている立木を伐採する場合は届出が必要。京都市内に特別母樹の指定はなし。	京都府京都林務事務所 (Tel:451-5724)
京都府豊かな緑を守る条例		事前協議	伐採が転用・開発目的であって、面積が1ha未満かつ面積が0.3ha（土砂の掘削、搬入が伴う場合は0.1ha）を超える場合は、事前協議が必要。	京都府京都林務事務所 (Tel:451-5725)
京都市自然風景保全条例		許可申請等	自然風景保全地区で木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合は、要件に応じて許可が必要。	京都市都市計画局風致保全課 (Tel:222-3475)
近畿圏の保全区域の整備に関する法律		届出	近郊緑地保全区域において、伐採等の現状変更行為を行う場合は届出が必要。	京都市都市計画局風致保全課 (Tel:222-3475)
都市緑地法		許可申請等	特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）において、伐採等の現状変更行為を行う場合は、通常の維持管理行為以外原則禁止。	京都市都市計画局風致保全課 (Tel:222-3475)
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		許可申請等	木竹の伐採等の現状変更行為については、歴史的風土保存地区内は届出、歴史的風土特別保存地区内は、通常の維持管理行為以外原則禁止。	京都市都市計画局風致保全課 (Tel:222-3475)
京都市風致地区条例		許可申請等	風致地区で木竹の伐採等の現状変更行為を行う場合は、要件に応じて許可が必要。	京都市都市計画局風致保全課 (Tel:222-3475)
都市計画法		許可申請	都市計画区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為を行う場合、500㎡以上について許可が必要。	京都市都市計画局開発指導課 (Tel:222-3558)
宅地造成及び特定盛土等規制法		許可申請等	宅地造成工事規制区域または特定盛土等規制区域で盛土を行う場合、許可または届出が必要。	京都市都市計画局開発指導課 (Tel:222-3558)
京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例		許可申請等	以下の許可申請の内容ごとに手続き。 ①埋立基準、土壌調査の方法等に関すること。 ②土砂への廃棄物の混入等に関すること。	①京都市環境政策局環境保全創造課 (Tel:222-3955) ②京都市環境政策局廃棄物指導課 (Tel:222-3957)
京都市土砂等による土地の埋立て等に係る周辺関係住民等への周知等に関する指導要綱		協議	土地の埋立て等の際に、周辺関係住民等への周知及び説明の方法について、協議が必要。	京都市都市計画局開発指導課 (Tel:222-3558)
採石法		登録	採石業を行う場合、京都府知事の登録を受ける必要がある。	京都府商工労働観光部産業立地課 (Tel:414-4881)
		認可申請	採石業の登録を受けた者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場に関する採取計画の認可を受けなければならない。	京都市都市計画局開発指導課 (Tel:222-3558)
砂利採取法		登録	砂利採取業を行う場合、京都府知事の登録を受ける必要がある。	京都府商工労働観光部産業立地課 (Tel:414-4881)
		認可申請	砂利採取業の登録を受けた者は、砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場に関する採取計画の認可を受けなければならない。	京都市都市計画局開発指導課 (Tel:222-3558)
自然環境保全法	京都府環境を守り育てる条例	許可申請等	歴史的な自然環境保全地域及び府自然環境保全地域にて伐採等の行為をする場合、事前協議及び許可申請書の提出が必要。	京都府府民環境部自然環境保全課 (Tel:414-4706)
自然公園法	京都府立自然公園条例	許可申請等	国定公園内区域において伐採等の行為をする場合、事前協議及び許可申請書の提出が必要。	京都府京都土木事務所 (Tel:701-1010)
砂防法	砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例	許可申請等	砂防指定地において、伐採等の行為を行おうとする場合、事前協議のうえ、必要に応じて許可申請書の提出が必要。	京都府京都土木事務所 (Tel:701-1010)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		許可申請等	計画区域が土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている場合（予定を含む）は、京都府の許可が必要な場合がある。	京都府京都土木事務所 (Tel:701-1010)
文化財保護法		許可申請等	史跡名勝天然記念物（史跡、名勝、天然記念物）に指定されている場合は、許可が、遺跡に指定されている場合は届出が必要。	京都市文化市民局文化財保護課 (Tel:222-3130)
土壌汚染対策法		届出	0.3ha以上の土地の形質の変更を行う場合は、届出が必要。	京都市環境政策局環境保全創造課 (Tel:222-3955)

※森林の伐採や開発行為等に関して、代表的な法令等を列記したものです。

※詳細やその他法令については、各自でお調べいただきますようお願いいたします。